

2. 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

国税・地方税

① 再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための特別償却・固定資産税減免の拡充（所得税・法人税・固定資産税）

- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額(100%))ができることとし(2年間)、固定資産税の免除と合わせ、設備の導入及び保有時における設置者の経済的負担を軽減する。

※ なお、第177回国会にて成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」が明記されている。

現行制度

【所得税・法人税 創設年度:平成23年度】

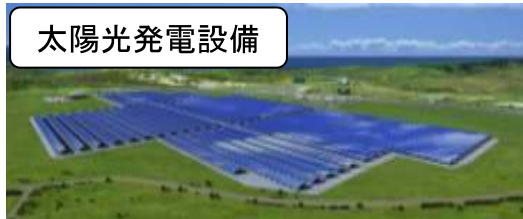
- エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の30%特別償却又は法人税額(所得税額)の7%税額控除(中小企業のみ)(グリーン投資減税)

【固定資産税 創設年度:平成21年度】

- 政府の補助(民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」)を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減

(再生可能エネルギー発電設備)

太陽光発電設備



風力発電設備



要望内容

- 再生可能エネルギー発電設備について、
 - ① 30%特別償却(グリーン投資減税)を深掘りし、初年度即時償却を認める(2年間)。
 - ② 固定資産税の免除(最初の3年間)を図る(2年間)。